

群馬大学理工学部科目等履修生規程

平成 25 年 4 月 1 日 制定
改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学理工学部（以下「本学部」という。）における科目等履修生に関する必要な事項は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学理工学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学できる者は、学則第 24 条各号のいずれかに該当する者又は本学部において適当と認めたとする。

(入学志願)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添え、学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 写真（最近 6 月以内に撮影した上半身脱帽縦 4 c m × 横 3 c m のもの）
- (5) その他必要と認められる書類

2 科目等履修生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第 5 条 科目等履修生の入学は、当該授業科目の授業及び研究に支障がない場合に限り、教授会の議を経て学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第 6 条 科目等履修生の在学期間は、6 月又は 1 年とする。ただし、事情によっては学長の許可を得て、6 月又は 1 月に限りその期間を延長することができる。

(履修単位)

第 7 条 科目等履修生は、原則として一の学期に次の各号に規定する単位に相当する授業を履修することができる。

- (1) 教養教育科目、日本語科目及び日本事情に関する科目については、6 単位まで。
- (2) 専門教育科目については、10 単位まで。

(単位の授与)

第 8 条 授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えることができる。

(実験・実習経費等)

第 9 条 科目等履修生は、指導教員の許可を得て、実験・実習を行うことができる。

2 実験・実習に要する費用は、科目等履修生の負担とする。

(退 学)

第 10 条 科目等履修生が在学期間中に退学しようとするときは、学部長を経て学長に願
い出て許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第 11 条 科目等履修生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て履修の許可を
取り消すことがある。

(雑 則)

第 12 条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、本学部の学生に関する
規定を準用する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する